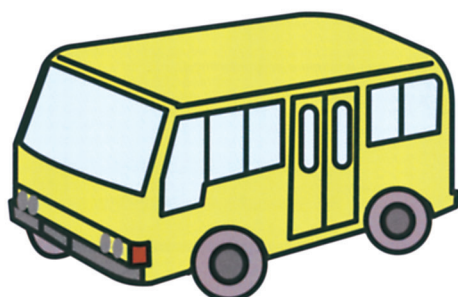


東京都の自動車に関する規制等のあらまし

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (略称 環境確保条例)



目 次

● 粒子状物質排出基準の遵守等	1	● 粒子状物質等を増大させる燃料の使用禁止・販売禁止	10
● 条例と法律による規制について	5	● 自動車販売者による環境情報の説明	11
● 低公害・低燃費車の導入義務	6	● 条例に規定されている努力義務	12
● 自動車環境管理計画書の提出	8	● 東京都の各種補助・あっせん制度	13
● アイドリング・ストップの遵守	9	● 東京都自動車公害監察員の設置	14



東京都環境局自動車公害対策部

粒子状物質排出基準の遵守等～ディーゼル車の排出ガス規制～

第37条

粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NO_x）などの大気汚染物質の発生に、ディーゼル車の排出ガスが大きく影響しています。特にPMについては、呼吸器疾患を招くとともに、発がん性、花粉症などに関係があると言われており、健康に悪影響を与えています。

このようなことから、東京都は、環境確保条例（以下「条例」という。）に基づくディーゼル車走行規制を平成15年10月から実施しています。

ディーゼル車規制の内容

条例で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は、都内の運行が禁止されています。

平成 15 年 10 月 規制開始

平成 18 年 4 月 新基準による規制の開始

※ただし、新車登録から7年間は、規制適用が猶予されます。

対 象 地 域

都内全域（島しょを除く。）

対 象 車 種

規制の対象はディーゼル車です。

◎乗用車は、規制の対象外です。
《ナンバープレートの分類番号『3－、5－、7－』》
車検証の用途欄に「乗用」と記載される乗用車は、
規制の対象ではありません。



規制対象車	例 示	ナンバープレートの分類番号	備 考
貨物自動車	トラック、 バン	1－ 4－ 6－	◎自家用、事業用の種別を問わない。 ◎小型、普通自動車の種別を問わない。
乗合自動車 (乗車定員11人以上)	バス、 マイクロバス	2－（一部 5－、7－）	
特種用途自動車	冷蔵冷凍車、 コンクリート・ミキサー車	8－	◎乗用車タイプをベースにしたものは 規制の対象外

規制への対応

1 知事が指定した特定低公害・低燃費車を始め、CNG車、LPG車、ガソリン車、国の排出ガス最新規制適合のディーゼル車など、より低公害な車両に替えてください。

→ 6ページ

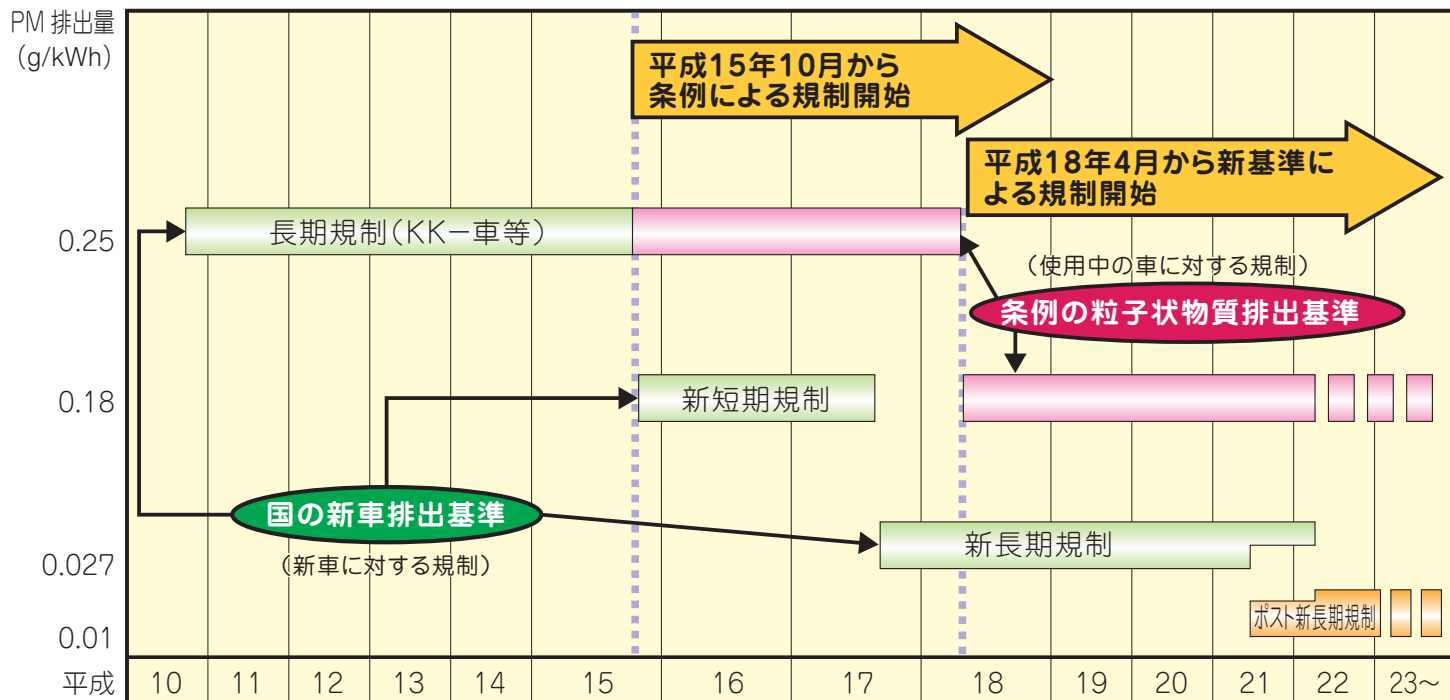
2 現在、使用している車を続けて使用する場合は、知事が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着してください。

→ 4ページ

規制の基準値

平成15年10月施行の粒子状物質排出基準は、国の新車に対する長期規制の排出基準と同じ値です。平成18年4月1日からは、新短期規制値と同じ値となっています。

《例》2トン積トラック（車両総重量4トン強）の場合



義務の対象者は運行責任者

自動車の購入、配置、整備など自動車の運行に関わる全ての権限を持つ地位にある者です。通常は、車検証上の使用者がこれに当たります。

★荷主も義務を負います。(第39条)

貨物の運送や旅客の輸送などを委託する荷主が委託先の自動車の運行ルートや運行時間などを指定し、事実上、運行責任者と同様に自動車の運行を支配する場合があります。このような場合、荷主も条例に違反するディーゼル車が使用されないようにする義務を負います。

貨物の輸送：(例) …コンビニエンスストアや大規模小売店舗等の商品搬送、石油等の燃料輸送

旅客の輸送：(例) …会社・学校の送迎バス、コミュニティバス

条例違反には

- 運行責任者** 違反車両の運行禁止命令を出します。運行禁止命令に従わないときには、違反者の公表や罰則（50万円以下の罰金）を受けることがあります。
- 荷主** 荷物の受託者に、条例を遵守する自動車の使用を指示することなど、必要な措置をとることを勧告します。勧告に従わないときには、違反者の公表を受けることがあります。



自分の車はいつから規制されるのか

まず、自動車検査証（車検証）の内容を確認してください。

型式とは・・・

自動車検査証の型式欄に記載されたアルファベット記号（例：KC-）

自動車検査証

（抜粋）

自動車登録番号又は車両番号 ／自動車予備検査証番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用 の別／適否	車体の形状			
品川 ○○ た ××××	平成8年9月26日	平成8年9月	普通	貨物	事業用	トラック			
車名			乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量		
×××× ディーゼルトラック			3人	2000kg		2180kg	4345kg		
車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
△△45□□12345			469cm	170cm	197cm				
型 式	原動機の型式		総排気量又は 定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号		
KC-×××××	P F 6		469KwL	軽 油					

そこであなたの車をチェック！

燃料の種類は軽油ですか？

NO

YES

1、2、4、6、8 ナンバー車ですか？

NO

※2

YES

※1

型式は何ですか？

※1 8 ナンバー車で、乗用車タイプをベースにしたものは NO

※2 5、7 ナンバー車で、乗合自動車（バス、マイクロバス）は YES

自動車検査証（車検証）の「型式」欄の識別記号を確認してください
（例「KC-12345」の「KC」部分）。

★記号なし、U-、W-、S-、P-、N-、K-、KA-、KB-、KC-

★KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-

★KR-、KS-、HZ-、HY-、PA-、PB-、PJ-、PK-、ADG-、BDG-、その他

判 定

①②⑤ 規制対象外です。→ 走行できます。

③④ 規制対象です。→ 走行できません。

ただし、④については車両によっては排出ガス値（PM）が低く、規制に適合しているものもあります。「ディーゼル車規制相談窓口」（巻末参照）までお尋ねください。

※ 新車登録から7年間（猶予期間）は都内走行できます。

※ 知事の指定した粒子状物質減少装置を装着すれば都内走行できます。

■ 規制対象車の排出基準を遵守するためには

規制対象車を、引き続き都内で走行させるためには、知事が指定する粒子状物質減少装置の装着が必要です。

装置は、粒子状物質の減少割合ごとに設定した性能の区分として5つのカテゴリーに分類しています。カテゴリー1・2の装置は、規制適合となりません。また、長期規制車の中には、粒子状物質減少装置の装着が必要ない車両もあります。例えば、カテゴリー3の装置は、平成元年規制車から排出される粒子状物質を7割以上減少させ、都の平成18年4月以降の規制値に適合させる性能区分を示します。

カテゴリーの説明

規制年	自動車の区分		
	平成元年、2年規制適合車以前	短期規制車 (平成5、6年規制適合車)	長期規制車 (平成9、10、11年規制適合車)
型式	K-、N-、P-、S-、U-、W-	KA-、KB-、KC-	KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、 HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-
規制	K-、N-、P-、S-、U-、W-	KA-、KB-、KC-	KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、 HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-
	カテゴリー1 カテゴリー3	カテゴリー2 カテゴリー4	カテゴリー5 特定の自動車
平成15年10月 規制	60%以上減少	30%以上減少	
平成18年4月 規制	70%以上減少	40%以上減少	30%以上減少

*カテゴリー1、2の装置は、現在は適合となりません。

カテゴリーごとに規制対象車両やクリアする規制年が決まっています。

カテゴリー1	平成元年、2年規制適合車以前の自動車。現在は不適合
カテゴリー2	平成5、6年規制適合車。現在は不適合
カテゴリー3	平成元年、2年規制適合車以前の自動車。平成18年4月からの規制に適合
カテゴリー4	平成5、6年規制適合車。平成18年4月からの規制に適合
カテゴリー5	平成9、10、11年規制適合車。平成18年4月からの規制に適合
特定の自動車	特定の車両型式に対して製作され、初度登録されるまでに粒子状物質減少装置を装着した自動車

■ 粒子状物質減少装置の装着車には、証明書の携帯とステッカーの貼付



九都県市共同指定ステッカー

粒子状物質減少装置を普及し、ディーゼル車走行規制の指導に活用するため、粒子状物質減少装置を装着した車両には、装着時に装着メーカー等から装着証明書が交付されますので、装着車使用時に必ず携帯してください。

また、粒子状物質減少装置を装着している車両には、ステッカーを貼ることとしています。

なお、平成18年4月からの規制に適合している場合は、ステッカーに「H17」と記載されています。

条例と法律による規制について

ディーゼル車の規制は、東京都だけではなく、周辺県等においても実施されています。

また、国では、「自動車NOx・PM法（略称）※」に基づく規制が実施されています。

※「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」

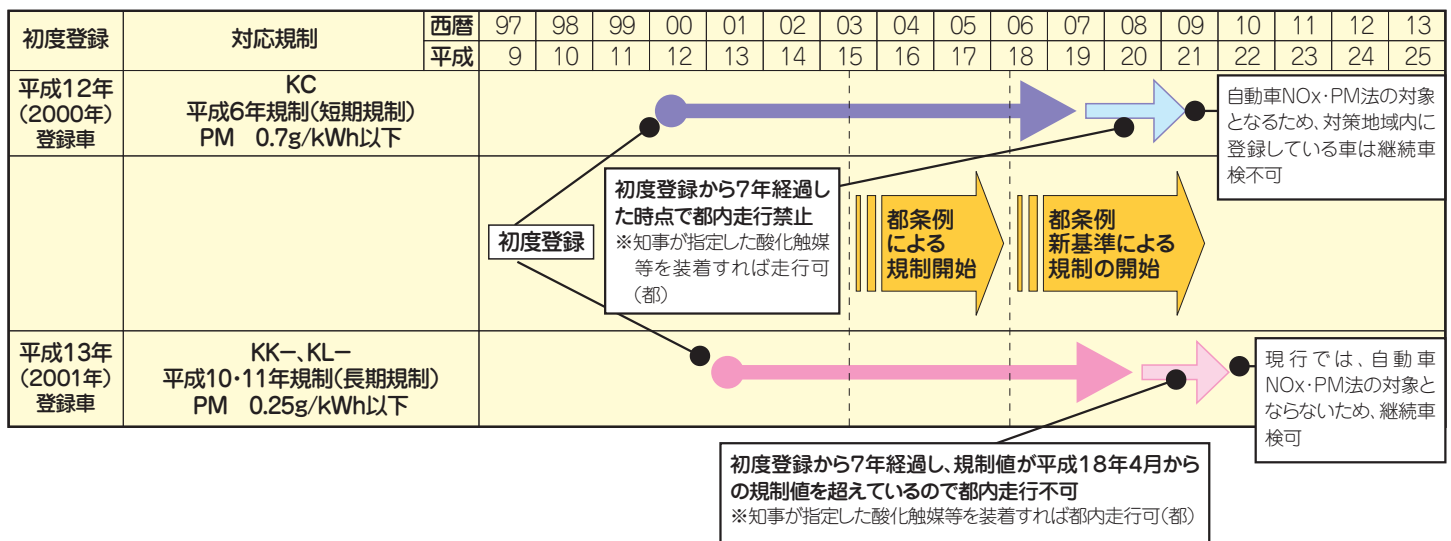
東京都の「環境確保条例（ディーゼル車規制部分）」と 国の「自動車NOx・PM法（車種規制部分）」の主な相違点

	環境確保条例（都）	自動車NOx・PM法（国）
規制物質	PM（粒子状物質）	NOx（窒素酸化物）、PM（粒子状物質）
規制の内容	排出基準を満たさないディーゼル車の都内運行禁止	排出基準を満たしていない車は、対策地域内では新規登録・移転登録できない。
対象車	東京都内を走行する自動車	対策地域に使用の本拠の位置を有する自動車
対象地域	島しょを除く都内全域（23区・多摩地区）	東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、三重、大阪、兵庫の一部の地域
対象となる車種	ナンバーが1ー、2ー、4ー、6ー、8ーのディーゼル車（貨物、乗合、特種用途車両） ※8ナンバーの特種用途のうち、乗用車をベースに改造したものは、対象外。5、7ナンバーの乗合自動車は対象。	ディーゼル乗用車及び、貨物、乗合（バス等）、特種用途車両（燃料の種別を問わない。）
猶予期間（初度登録から）	7年間	小型トラック 8年、普通トラック 9年、マイクロバス 10年、大型バス 12年、特種自動車 10年（一部特例あり） ※初度登録の時期により異なる場合がある
規制に適合させる規定上の手法	知事が指定した粒子状物質減少装置の装着	国が優良と評価したNOx・PM低減装置の装着等
罰則等	運行責任者に運行禁止命令を出す。 それに従わないときは、違反者の公表・50万円以下の罰金	車検不交付（道路運送車両法第58条） 6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

※NOx・PM法（略称）の詳細については、お近くの運輸支局、自動車検査登録事務所（車検場）にお問い合わせください。

都の「環境確保条例」と国の「自動車NOx・PM法」による車両規制の違い

＜例＞車両総重量3.5トン超の普通トラックの場合



※ただし、車両によっては排気ガス値が低く、都条例規制に適合しているものもあります。

低公害・低燃費車の導入義務

第35条

環境確保条例では、都内で自動車を使用する事業者に対し、低公害・低燃費車の導入義務を定めています。

対象者

都内(島しょを除く。)で200台以上の自動車を使用する事業者

義務の内容

使用する自動車のうち、特定低公害・低燃費車の割合を知事が定める自動車に換算して5%以上とすること。

いつまでに

平成28年3月31日まで

対象となる自動車

- 1 普通自動車、小型自動車、軽自動車(それぞれ二輪車と被けん引自動車を除く。)
- 2 都内に事業所が複数存在する場合は、全ての事業所の合計台数が対象になります。

特定低公害・低燃費車とは

排出ガスを発生しない、または排出ガスの発生量が特に少なく、かつ、燃費性能が特に高い自動車で、知事が定めるものです。特定低公害・低燃費車は、環境局ホームページ

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/index.html> でご覧になれます。

車両総重量 3.5トン以下の自動車(ガソリン乗用車・LPG乗用車の例)

特定低公害・低燃費車の区分	基準 ※1	参考:ステッカー
平成21年基準「超」	平成17年基準 排出ガス75%低減 + 平成27年度燃費基準達成 又は、平成22年度燃費基準25%向上達成	 + 
平成21年基準「優」	平成17年基準 排出ガス50%低減 + 平成27年度燃費基準達成 又は、平成22年度燃費基準25%向上達成	 + 
平成21年基準「準超」※2	平成17年基準 排出ガス75%低減 + 平成22年度燃費基準10%向上達成	 + 
平成21年基準「準優」※2	平成17年基準 排出ガス50%低減 + 平成22年度燃費基準10%向上達成	 + 

※1 国の排出ガス規制及び燃費基準を基準としています。なお、国の燃費基準が認定されていないCNG車などは、東京都において別途CO₂排出量に応じた特定低公害・低燃費車の認定を行っています。

※2 車両総重量 1.7トン以下の貨物車(H23.3.31までの初度登録車)及びLPG乗用車のみ適用。ただし、LPG乗用車は、平成17年基準排出ガス75%、50%低減+平成22年度燃費基準達成でH25.3.31までの初度登録車も、それぞれH21準超、H21準優とみなします。

車両総重量 3.5トン超の自動車(ディーゼル車の例)

特定低公害・低燃費車の区分	基準 ※1
平成21年基準「超」	平成21年基準排出ガスNOx及びPM30%低減又はNOx66%低減 + 平成27年度燃費基準達成
平成21年基準「優」	平成21年基準排出ガスNOx又はPM30%低減 + 平成27年度燃費基準達成
平成21年基準「良」	平成21年基準排出ガス適合 + 平成27年度燃費基準達成
平成21年基準「準良」※2	平成17年基準排出ガス25%低減 + 平成27年度燃費基準達成

※1 国の排出ガス規制及び燃費基準を基準としています。

※2 車両総重量 12トン以下の自動車でH24.3.31までの初度登録車、12トン超の自動車でH23.3.31までの初度登録車のみ適用。

条例違反には

低公害・低燃費車の導入を怠った事業者に対して、必要な措置をとることを勧告します。勧告に従わないときには、違反者の公表の適用があります。

低公害・低燃費車導入率の算定方法

- ① 自動車の使用台数を自動車の種別ごとに換算します。(表 1)
- ② 低公害・低燃費車の使用台数を自動車の種別、低公害・低燃費車の区分によって換算します。(表 2)

表1 自動車の種別ごとの換算方法

	自動車の種別	ナンバー	換算率
1	乗用車	LPG 車以外のもの	3, 5, 7
2		LPG 車	3, 5, 7
3	小型貨物自動車、軽貨物自動車		4, 6
4	普通貨物自動車		1
5	乗合自動車	乗車定員が 11 人以上 30 人未満のもの	2 (一部 5, 7)
6		乗車定員が 30 人以上のもの	2

※各項目の自動車の種別には、特種用途自動車（ナンバーが「8-」のもの）を含みます。

表2 低公害・低燃費車の台数の換算方法

	低公害・低燃費車の区分	換算率
1	電気自動車及び燃料電池自動車	3
2	「超」低公害・低燃費車	平成 27 年度 燃費基準 25% 向上以上または平成 22 年度 燃費基準 50% 向上以上のもの
3	上記 1, 2 以外のもの	1
4	「優」低公害・低燃費車	4 分の 3
5	「準超」低公害・低燃費車	2 分の 1
6	「準優」低公害・低燃費車	3 分の 1
7	「良」低公害・低燃費車	2 分の 1
8	「準良」低公害・低燃費車	3 分の 1

導入率の算定

$$\text{導入率(\%)} = \frac{(\text{表 1 の換算率} \times \text{表 2 の換算率} \times \text{使用台数}) \text{ の合計}}{\text{総使用台数}} \times 100$$

(5%以上)

《換算例》A 社の場合（総台数 274 台）

使用する車両台数が

乗用車 ----- 5 台（うち電気自動車 1 台、LPG 車以外「超」 2 台）

軽・小型貨物自動車 ---- 248 台（うち「超」 2 台、「優」 1 台、「準超」 5 台、「準優」 8 台）

普通貨物自動車 ----- 21 台（うち「良」 2 台、「準良」 4 台）

$$\begin{aligned} \text{分子} &= \left[\begin{aligned} &\frac{1}{6} \times (\underbrace{3 \times 1 \text{ 台}}_{\text{電気}} + \underbrace{1 \times 2 \text{ 台}}_{\text{超}}) \\ &\frac{2}{3} \times (\underbrace{1 \times 2 \text{ 台}}_{\text{超}} + \underbrace{3 \times 1 \text{ 台}}_{\text{優}} + \underbrace{1 \times 2 \times 5 \text{ 台}}_{\text{準超}} + \underbrace{1 \times 3 \times 8 \text{ 台}}_{\text{準優}}) \\ &2 \times (\underbrace{1 \times 2 \times 2 \text{ 台}}_{\text{良}} + \underbrace{1 \times 3 \times 4 \text{ 台}}_{\text{準良}}) \end{aligned} \right] \\ &= \left[\begin{aligned} &0.83 \\ &5.28 \\ &4.67 \end{aligned} \right] = 10.78 \\ \text{導入率} &= \frac{10.78}{274} \times 100 = 3.9 \% \end{aligned}$$

↑ 平成 28 年 3 月 31 日までに 5% 以上にすることが求められます。

→ 低公害・低燃費車導入に対する優遇制度については、13 ページをご覧ください。

自動車環境管理計画書の提出

第28条

特定事業者※は、自動車使用による環境への負荷を低減させるため、低公害・低燃費車の導入、エコドライブ及び自動車の使用の合理化の措置等に関する計画を記載した自動車環境管理計画書を作成し、提出することが義務付けられています。

※特定事業者とは

都内（島しょを除く。）に事業所があり、30台以上の自動車を使用する事業者です

★本社が都外にあっても、都内にある事業所で30台以上使用していれば対象になります。

★自動車の台数には、普通自動車、小型・軽自動車（二輪車を除く。）、大型特殊自動車、小型特殊自動車が含まれます。

★複数の事業所を有する場合でも、法人単位で1事業者です。

義務の内容

特定事業者は、自発的な環境配慮行動などを記載した自動車環境管理計画書を提出すること

計画期間

平成23年度から始まる
5箇年度ごとの各期間

提出日

特定事業者に該当することとなった日
または計画期間が満了した日から
3月以内

提出先

東京都環境局
自動車公害対策部規制課

実績報告書

自動車環境管理計画書に対する毎年度の実績報告書を、当該年度の翌年度5月末日までに提出することが義務付けられています。（第29条）。

◆ 計画書・実績報告書の様式は、環境局ホームページ
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/> でもご覧になれます

条例違反には

自動車環境管理計画書等を正当な理由なく提出しない者など義務違反者に対して、必要に応じて勧告を行います。

勧告に従わないときには、違反者の公表や罰則（千円以上1万円未満の科料）を受けることがあります。

自動車環境管理計画書の主な内容

1. 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガスの排出量の削減目標の設定
2. 特定低公害・低燃費車の導入の取組
3. エコドライブの取組
4. 自動車の使用の合理化の取組

※ 2、3を「基本対策」として計画に盛り込み、実施するものとします。

○計画書・実績報告書の作成は、事前に点検表を作成し、その内容を踏まえて行うものとします。
（計画書・実績報告書は、点検表を添えて提出してください。）

自動車環境管理実績報告書の主な内容

1. 自動車の台数
2. 自動車から発生する温室効果ガス及び排出ガス量の排出量
3. 基本対策の取組に関する報告事項

★自動車環境管理者の選任も必要です（第33条）。

自動車をもたらす環境への負荷を低減するためには、自動車環境管理計画書に記載された事項の実施状況の把握や自動車の運行等に従事する者への指導・監督などが必要です。そのため、特定事業者は「自動車環境管理者」を選任し、または変更した場合には、知事に届け出ることを義務付けています。

アイドリング・ストップの遵守

第52～54条

大気汚染や地球温暖化を防止するため、自動車等を駐停車したときは、エンジンを停止することが義務付けられています。

対象地域

都内全域

義務の内容

1 運転者の義務(第52条)

自動車等を駐車又は停車したときは、エンジンを停止する（アイドリング・ストップ）義務があります。原動機付自転車も対象です。



★条例上、アイドリング・ストップ義務の対象から除外される場合

- 1 信号待ちなど道路交通法の規定により停止する場合
- 2 交通の混雑などにより停止する場合
- 3 人の乗降のために停止する場合
- 4 冷凍車、医療用車、清掃車などの動力としてエンジンを使用する場合
- 5 緊急自動車が用務のために使用している場合

など

2 事業者の義務(第53条)

管理する自動車等の運転者にアイドリング・ストップを遵守させるため、適切な措置を行う義務があります。自動車等の台数には関係ありません。

(例：研修、朝礼での確認、アイドリング・ストップロープの着用など)

3 20台以上収容できる駐車場の設置者及び管理者の義務(第54条)

駐車場の利用者に対して、看板の掲示などによりアイドリング・ストップの周知をする義務があります。〔「記載例」参照〕

提示する内容には次の二つの事項を入れてください。

- ① 条例で義務付けられていること
- ② アイドリング・ストップの実行

条例違反には

義務違反者に対して必要な措置をとることを勧告します。

勧告に従わないときには、違反者の公表を受けることがあります。

東京都の条例で
駐停車中のアイドリングは
禁止されています。
エンジンをとめてください。

記載例

粒子状物質等を増大させる燃料の使用禁止 販売禁止

第57条

第59条

自動車や建設作業機械などは、使用する燃料によって排出ガスの性状が変化することがあります。粒子状物質などの大気汚染物質の排出量を増大させないため、燃料の使用や販売に関する規制を定めています。

■ 義務の内容は

重油や、軽油に重油を混和した燃料などを

- 1 自動車や建設作業機械などの燃料として使用することを禁止します。
「義務を負う者」運行責任者や建設作業機械などを使用する事業者
- 2 建設作業機械などの燃料として販売することを禁止します。
「義務を負う者」建設作業機械等用燃料の販売者

■ 対象地域は

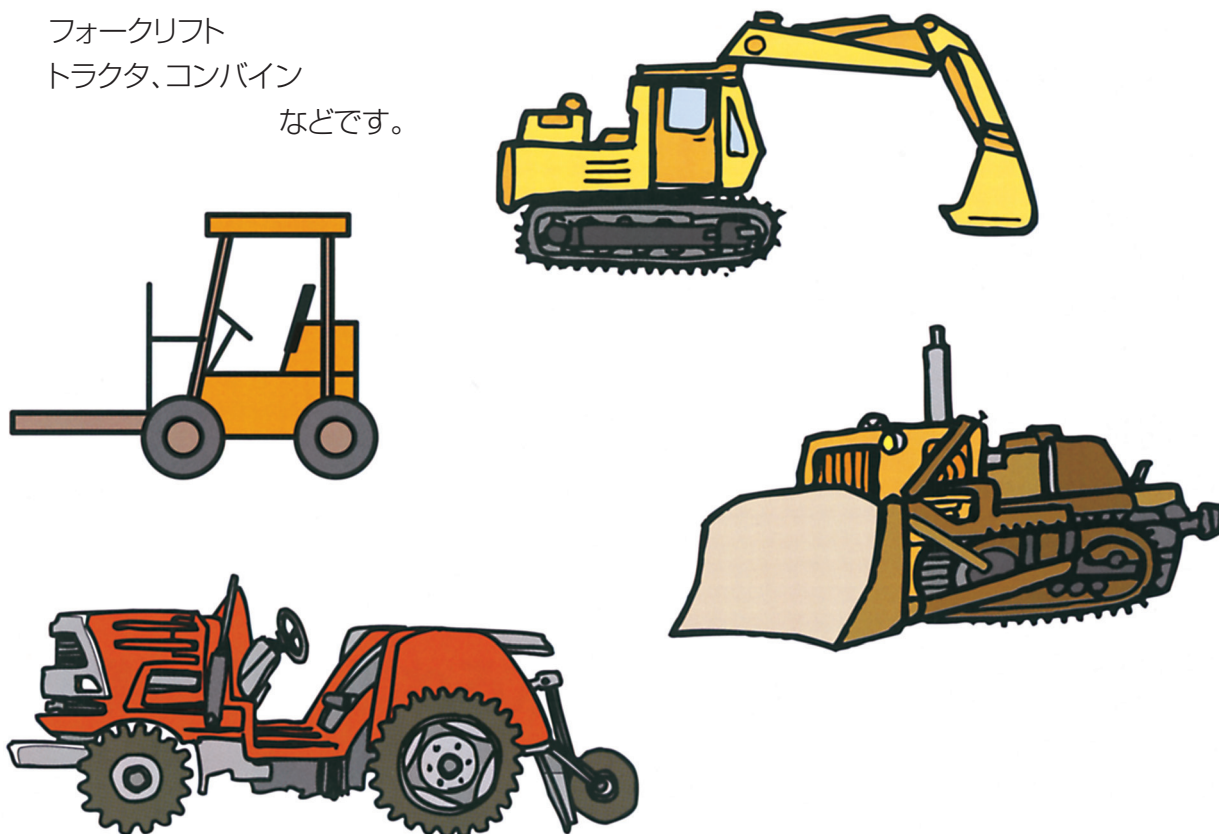
都内全域(島しょを除く。)

■ 建設作業機械とは

建設機械	ブルドーザー
	ショベル・ローダー
産業機械	フォークリフト
農業機械	トラクタ、コンバイン

などです。

(例)



■ 条例違反には

違反すると認めるときは、使用禁止命令又は販売禁止命令を出します。
命令に従わないときには、違反者の公表、罰則(50万円以下の罰金)を受けることがあります。

自動車販売者による環境情報の説明 第47条

都内（島しょを除く。）の自動車販売者は、新車を購入しようとする者に対し、排出ガス量等の環境情報を説明することが義務付けられています。

販売者の義務

- 1 新車に関する環境情報を記載した書面等を購入予定者が閲覧できるよう、常に販売店に備え置く。
- 2 環境情報を記載した書面を購入予定者へ交付し、説明する。



環境情報とは

項 目	
1	条例で定める「粒子状物質排出基準の遵守等」、「低公害・低燃費車等の使用及び利用の努力義務」その他の事項
2	排出ガスの量〔一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM)など〕
3	騒音の大きさ
4	燃費性能
5	燃料の種別
6	二酸化炭素の排出量

条例違反には

違反していると認めるときは、自動車販売者に対して必要な措置をとることを勧告します。
勧告に従わないときには、違反者の公表を受けることがあります。

新車を購入する方へ

新車を購入する際は、販売店等から条例に定める規制内容などに関する説明を受け、より低公害・低燃費な自動車の使用をお願いします。

条例に規定されている努力義務

～自動車等に関わる方々に心がけていただくこと～

自動車等を使用しているすべての方へ

自動車等を使用している方は、公共交通機関への利用転換などにより、使用の抑制に努めてください。

また、自動車等を使用する際は、低公害・低燃費車や低騒音車を用いること、自動車等を適正に整備し、適切に運転することで、排出ガスや温室効果ガス、騒音・振動を最小限にとどめるように努めてください。

第33の2・43・51の2・63・64条

自動車等に関わる事業を営む方へ

◎冷蔵等が必要な荷物の積卸しをする施設の設置者の方は、保冷車が冷蔵機能等を維持するために行うアイドリングを避けるため、施設に外部電源設備を設置するように努めてください。

第55条

◎自動車製造事業者の方は、低公害・低燃費車や低騒音車を開発するように努めてください。

第45・65条

◎自動車整備事業者の方は、整備の際、排出ガスや騒音を低減させる装置を点検し、その結果を整備依頼者に説明するとともに、その適正な管理について助言を行うように努めてください。

第49・67条

◎自動車等を販売する事業者の方は、低騒音車の普及又は利用の促進に努めるとともに、購入予定者に対して、騒音を低減させるため、その適正な管理について助言を行うように努めてください。

第66条

～建設作業機械等に関わる方々に心がけていただくこと～

建設作業機械等を使用しているすべての方へ

ブルドーザーなどの建設機械やフォークリフトなどの産業機械、トラクターなどの農業機械を使用する方は、これらの機械を使用する際、排出ガスや温室効果ガスの排出量を可能な限り減少させるように努めてください。

第44条

東京都の各種補助・あっせん制度

東京都では、低公害・低燃費車の買換えその他について、各種補助金や融資あっせんなどの補助を用意しています。受付期間など詳しいことについては、次の窓口にお問い合わせください。

1 補 助 金

項 目	対象者	補 助 内 容	問い合わせ先
次世代自動車導入補助	中小企業者等 (個人事業主を含む)	[対象] 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の買換え [補助率] 本体価格から基礎額を引いた額の 1 / 4 (補助限度額有り)	東京都環境局 自動車公害対策部 規制課低公害化支援係 電話 03(5388)3535

2 融資あっせん

項 目	対象者	補 助 内 容	問い合わせ先
自動車低公害化促進資金	中小企業者 (個人事業主を含む) ※都内で事業を営んでいること	[特徴] ・東京信用保証協会の保証を条件とする低利な融資及び都からの補助 [対象] ・購入：指定低公害・低燃費車等 ・買換え：最新規制適合車 [融資内容] ・融資限度額：1億円／1企業 ・貸付期間：7年以内 ・融資利率：長期プライムレート以内 ・償還方法：6か月据置 毎月元金均等返済 [補助内容] 利子及び保証料を貸付期間の間、都の定める率で補助	東京都環境局 自動車公害対策部 規制課低公害化支援係 電話 03(5388)3535

■ 自動車Gメンの活動

平成13年4月に、東京都自動車公害監察員(自動車Gメン)を設置しました。条例の遵守を確保するため、日々、巡回(検査等)を実施しています。

- 1 事業所、自動車や建設作業機械などが使用される場所、路上などにおいて、検査、指導などを行います(第152条)。
- 2 自動車もしくは建設作業機械などで使用されている燃料、または建設作業機械などの用途として販売されている燃料について、抜き取り検査を行います(第61条)。



■ 条例違反には

立入検査等を拒み、妨げまたは忌避した場合は、罰則(15万円以下の罰金)を受けることがあります(第161条)。

この内容に関するお問い合わせは

……東京都環境局自動車公害対策部へ

- ◆東京都環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>
電子メール S0000630@section.metro.tokyo.jp
- ◆ディーゼル車規制に関すること 相談窓口 03-5388-3528
- ◆粒子状物質減少装置(酸化触媒等)の性能及び指定に関すること 03-5388-3497
- ◆低公害・低燃費車等の導入及び補助・融資に関すること 03-5388-3535



古紙配合率100%白色度80%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

平成 24 年 1 月発行
東京都環境局自動車公害対策部規制課
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 TEL.03-5388-3528
登録番号(23)70号 環境資料 第23037号